

# おしえて!! リーダー



暴力を受ける側にも問題があるのでは？



DV は、日常生活のささいな出来事がきっかけで始まることが多いと言われています。加害者が「おまえが悪いからだ」「しつげのためだ」と正当化する背景には、意に従わなければ暴力をふるってよいという考えがあります。しかし、どんな理由であろうと暴力は許されない行為であり、ふるわれる側の責任ではありません。



子どものために我慢した方がいいのでは？



家庭内で両親間の暴力を目撃する子どもは、大きな衝撃やストレスにさらされており、心身の発達に大きな影響があります。そのような環境では、子どもは恐怖を感じながら不安定な親子関係のなかで育つことになり、直接暴力を受けていなくても心理的虐待を受けることになるのです。

子どもの成長にとっては、安全で安心な生活環境が大切です。「子どものために・・・」と我慢する必要はありません。

## DV 相談先一覧



一人で悩まず、相談してみませんか。秘密は厳守します。相談は無料です。

福岡県配偶者暴力相談支援センター（南筑後） ☎73-3200  
平日 8 時 30 分～ 17 時 15 分 ※年末年始を除く

福岡県あすばる女性相談ホットライン ☎092-584-1266  
9 時～ 17 時 ※金曜（祝日を除く）は 18 時～ 20 時 30 分も可。  
※8 月 13 日～ 15 日と年末年始を除く

福岡県配偶者からの暴力相談電話 ☎092-663-8724  
（月）～（金） 17 時～ 24 時 ※（土）・（日）・（例）は 9 時～ 24 時。年末年始を除く

市子ども未来課家庭子ども係 ☎85-5537  
平日 8 時 30 分～ 17 時 15 分 ※年末年始を除く

# 女性に対する暴力をなくす運動週間

11月12日～25日（11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」）



DV は人権侵害です

精神的暴力

経済的暴力

DV とは、配偶者やパートナーから受ける暴力のことです。身体的な暴力だけでなく、精神的・性的暴力など、あらゆる形の暴力が含まれ、多くの場合、何種類かの暴力が重なり、繰り返し継続的に行われます。DV は重大な人権侵害です。

「汚くのしる、無視する、大声で怒鳴る、人前で馬鹿にしたり恥をかかせる、支配・独占しようとするなどが「精神的暴力」です。

生活費を渡さない、外で働かせない、借金をさせるなどが「経済的暴力」です。

身体的暴力



殴る、蹴る、髪を引っ張る、刃物を突きつけるなどが「身体的暴力」です。

性的暴力



性交渉を強要する、避妊に協力しないなどが「性的暴力」です。

子どもを利用した暴力

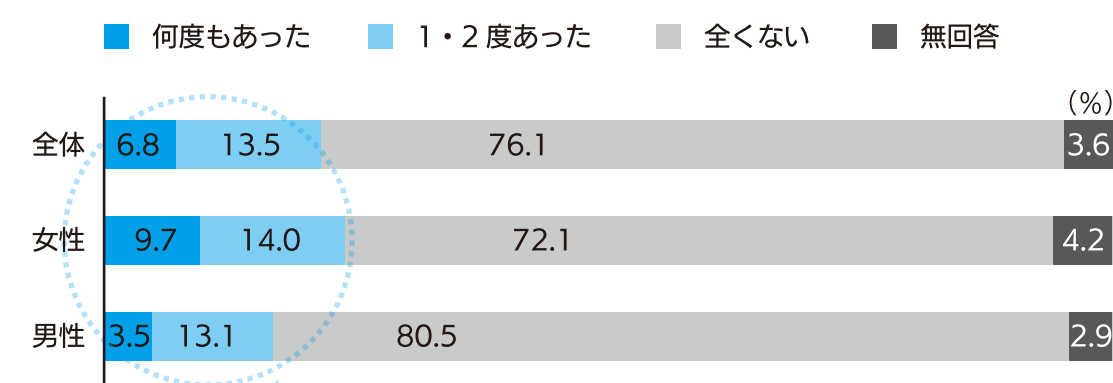


子どもの前で暴力をふるう、子どもに悪口を吹き込む、子どもを取り上げると脅すなどが「子どもを利用した暴力」です。

約5人に1人が「配偶者から暴力を受けたことがある」など、DV は、身近なところに存在します。

## 配偶者からの暴力被害経験

出典：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成 26 年実施）  
引用：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/dv20091112.html>



被害経験がある割合  
全体→20.3% 女性→23.7% 男性→16.6%

## 「大川あなたとわたしのまちづくりセミナー」映画上映会 くちびるに歌を

市企画課女性・総合政策係 ☎85-5553



日時 11 月 27 日（金）  
① 13 時開場 / 13 時 30 分開演 / 14 時上映  
（13 時 30 分～輝楽タイム、13 時 45 ～閉講式）  
② 18 時 15 分開場 / 18 時 45 分開演 / 19 時上映  
（18 時 45 分～輝楽タイム）  
場所 市文化センター 大ホール  
企画・運営 大川女性ネットワークほか協力団体  
※入場無料、全席自由席  
※無料の託児あり。11 月 20 日（金）までに要予約